

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 工学部土木工学科、建築学科、生命応用化学科及び情報工学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの間、次のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木工学科	610	620	630
建築学科	730	740	750
生命応用化学科	610	580	550
情報工学科	730	740	750

- 4 医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は、第12条の規定にかかわらず、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」、「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について（令和4年8月29日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」及び「地域の医師確保等の観点からの令和6年度医学部入学定員の増加について（令和5年8月8日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、令和6年度から令和11年度までの間、次のとおりとする。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
毎年入学定員	135	120	120	120	120	120
収容定員	755	755	755	755	750	735

- 5 生物資源科学部各学科（獣医学科を除く）の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの間、次のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
バイオサイエンス学科	210	420	630
動物学科	136	272	408
海洋生物学科	146	292	438
森林学科	120	240	360

環 境 学 科	130	260	390
アグリサイエンス学科	140	280	420
食 品 開 発 学 科	146	292	438
食 品 ビ ジ ネ ス 学 科	554	564	574
国 際 共 生 学 科	146	292	438
獣 医 保 健 看 護 学 科	80	160	240
生 命 農 学 科	390	260	130
生 命 化 学 科	390	260	130
動 物 資 源 科 学 科	408	272	136
森 林 資 源 科 学 科	390	260	130
海 洋 生 物 資 源 科 学 科	408	272	136
生 物 環 境 工 学 科	390	260	130
食 品 生 命 学 科	408	272	136
国 際 地 域 開 発 学 科	390	260	130
応 用 生 物 科 学 科	378	252	126
く ら し の 生 物 学 科	240	160	80

- 6 危機管理学部危機管理学科の学位に付記する専攻分野の名称は、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。
- 7 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 8 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。
- 9 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。